

事例

- 事件①令和3年（行ケ）第10011号
（電子レンジ加熱食品用容器）
（異議2019-700780号，特許第6495356号）
令和3年9月21日判決言渡，知的財産高等裁判所第2部
- 事件②令和3年（行ケ）第10012号
（電子レンジ加熱食品用容器）
（異議2019-700949号，特許第6522714号）
令和3年11月29日判決言渡，知的財産高等裁判所第3部
- 事件③令和3年（行ケ）第10059号
（電子レンジ加熱食品用容器）
（異議2019-700807号，特許第6499055号）
令和3年11月29日判決言渡，知的財産高等裁判所第3部
- 事件④令和3年（行ケ）第10053号
（電子レンジ加熱食品用容器の製法）
（異議2019-701049号，特許第6538225号）
令和4年3月1日判決言渡，知的財産高等裁判所第1部

本事例の概要

（下線は筆者。また，一部，筆者による表記の補足や変更がある。以下，同様。）

本事例は，「電子レンジ加熱食品用容器」及びその製法に係る4件の関連特許に対する特許異議申立てにおける特許取消決定に対する取消請求事件であり，知財高裁第1部から第3部の3つの部で審理されたものである。

本事例の「電子レンジ加熱食品用容器」は，調理済み食品をコンビニエンスストア等の小売店にて販売する際，または，持ち帰った後に電子レンジで加熱調理される，食品の収容，陳列，販売等の1回のみ使用に用いられる使い切り容器であり，蓋体部に形成された孔の形状・寸法等を工夫することにより，効率よく良好に水蒸気を排気すると同時に，孔を被覆したり包皮したりするフィルム等の部材を省略しても，昆虫等の異物侵入を有効に抑制できるようにしたものである。

異議の決定では，異なる主引用例を用いているものの，4件とも，請求項1に係る発明は，主引用発明に周知技術を適用して，当業者が容易に発明をすることができたものであるから，本件発明に係る特許は，特許法第113条第2項に該当することを理由として，特許を取り消す決定をした。

一方，判決では，概ね異議の決定における当審の判断が支持された結果，4件とも特許取消決定が維持され，原告の請求は棄却された。

事件	①	②	③	④
事件番号	令和3年（行ケ）第10011号	令和3年（行ケ）第10012号	令和3年（行ケ）第10059号	令和3年（行ケ）第10053号
知財高裁	第2部	第3部		第1部
特許番号	特許第6495356号	特許第6522714号	特許第6499055号	特許第6538225号
発明の名称	電子レンジ加熱食品用容器			電子レンジ加熱食品用容器の製法
異議番号	2019-700780	2019-700949	2019-700807	2019-701049
主引用例	特開平3-114418	特開平7-237658		特開平3-114418
決定結論	特許取消			
判決結論	請求棄却			

特許発明

事件①から④の特許発明は関連しており、その内容は類似しているが、正しく比較できるように全ての事件について訂正後の請求項1のみ記載する。

事件①

「電子レンジ加熱のための食品を収容する容器本体部と、前記容器本体部の開口部と嵌合する合成樹脂シートからなる蓋体部とを備えた蓋嵌合容器において、

前記蓋体部の蓋面部には、前記容器本体部内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気する複数の排気長孔からなる排気長孔群が、異物混入防止のための、当該排気長孔群を被覆又は包皮する部材を備えることなく形成されており、

前記排気長孔はレーザー光線照射により幅0.15～1.0mm、長さ1～12mmの範囲内で形成されるとともに、

前記排気長孔群における前記排気長孔の開孔面積の合計は0.3～100mm²であることを特徴とする電子レンジ加熱食品用容器。」

事件②

「電子レンジ加熱のための食品を収容する容器本体部と、前記容器本体部の開口部と嵌合する蓋体部とを備えた蓋嵌合容器であって、

前記蓋体部の蓋面部に凹面部及び前記凹面部を取り囲むように蓋面上周壁部が形成されており、

前記凹面部には、前記容器本体部内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気する複数の排気細孔からなる排気孔群が、異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材を備えることなく形成されていて、

前記排気細孔はレーザー光線照射孔であるとともに、

前記排気細孔の直径は0.15ないし0.59mmであり、前記排気細孔の個数は8ないし1000個であり、

かつ前記排気孔群における前記排気細孔の開孔面積の合計は0.25ないし100mm²である

ことを特徴とする電子レンジ加熱食品用容器。」

事件③

「電子レンジ加熱のための食品を収容する容器本体部と、前記容器本体部の開口部と嵌合する蓋体部とを備えた蓋嵌合容器であって、

前記蓋体部の蓋面部には、前記容器本体部内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気するとともに異物混入を抑制する複数の排気細孔からなる排気孔群が、異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材を備えることなく形成されていて、

前記排気細孔はレーザー光線照射孔であるとともに、

前記排気細孔の直径は0.15ないし0.59mmであり、前記排気細孔の個数は8ないし1000個であり、

かつ前記排気孔群における前記排気細孔の開孔面積の合計は0.25ないし100mm²である

ことを特徴とする電子レンジ加熱食品用容器。」

事件④

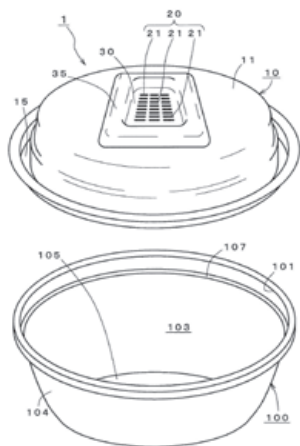
「電子レンジ加熱のための食品を収容する容器本体部と、前記容器本体部の開口部と嵌合する合成樹脂シートからなる蓋体部とを備えた蓋嵌合容器において、

前記容器本体部内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気するとともに異物混入を抑制する排気部を、異物混入防止のための、当該排気部を被覆又は包皮する部材を備えることなく形成した蓋体部を得るに際して、

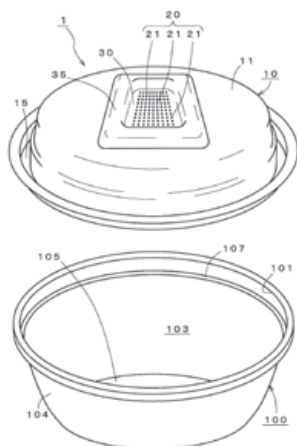
前記蓋体部の蓋面部にレーザー光線の照射をオンして準備時間(t₃)の経過により貫通孔を形成しその後の作業時間(t₄)の経過により所定の長穴形状にまで拡張した後にレーザー光線の照射をオフにすることによって

幅0.15～1.0mmの排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部を形成する

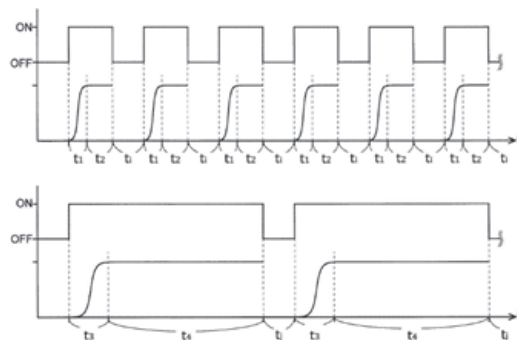
ことを特徴とする電子レンジ加熱食品用容器の製法。」



事件①、④の【図1】
(容器の分離状態の全体斜視図)



事件②、③の【図1】
(容器の分離状態の全体斜視図)



事件①、④の【図4】
(レーザー光線照射と貫通との
関係を示すタイムチャート)

上記4つの特許発明を比較すると、それぞれ以下の特徴を有する。

事件	①	②	③	④
排気孔の形成箇所	蓋面部	蓋面部の凹面部	蓋面部	
孔の形状	長孔	細孔		長孔
孔の寸法	幅0.15~1.0mm 長さ1~12mm 開孔面積の合計0.3~100mm ²	直径0.15~0.59mm 個数8~1000個 開口面積の合計0.25~100mm ²		幅0.15~1.0mm
その他		凹面部を取り囲むように蓋面上周壁部が形成されている		レーザー光線の照射をオンして準備時間(t ₁)の経過により貫通孔を形成し、その後の作業時間(t ₂)の経過により所定の長穴形状にまで拡張した後、レーザー光線の照射をオフにする製法

以下、事件①から④について、異議決定の概要と判決における判示事項の概要をそれぞれ記載する。なお、事件②及び③は類似していることから、事件②についてのみ記載する(事件③については、異議決定においては相違点1がない点、判決においては取消事由1がない点で事件②と異なる他は、事件②と略同じである)。また、事件④については、事件①と類似していることから、事件①と異なる点のみを記載する。

事件①(令和3年(行ケ)第10011号)

決定概要

第4 当審の判断

1. 本件発明1について

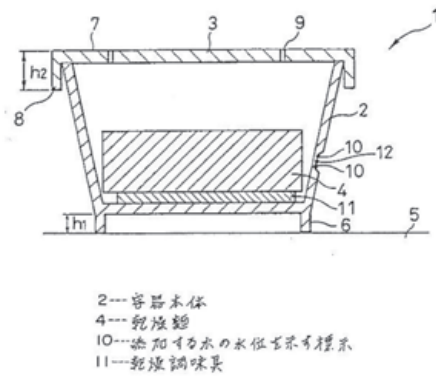
(1) 引用文献1について……

……引用文献1には、次の発明(以下「引用発明」という。)が記載されている。

「電子レンジ加熱のための固形即席食品を収容する容器本体(2)と、前記容器本体(2)の上方開口部と嵌合する合成樹脂シートからなる蓋(3)とを備えた蓋(3)嵌合容器において、

前記蓋(3)の円形板(7)には、前記容器本体(2)内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気する蓋(3)の中央を中心として8個設けられている直径3.2mmの円形の開孔(9)が、形成されており、開孔率は、容器本体(2)の上方開口部の面積の0.57%である、

電子レンジ加熱のための固形即席食品を収容する容器」



引用文献1の第1図
(電子レンジ用即席食品入り容器の断面図)

(2) 対比・判断……

そうすると、本件発明1と引用発明は、以下の〈一致点〉で一致し、〈相違点1〉で相違する。

〈一致点〉(省略)

〈相違点1〉

本件発明1は、「食品から発生する水蒸気を外部に排気する孔」として、「蓋面部」に、「複数の排気長孔からなる排気長孔群が、異物混入防止のための、排気長孔群を被覆又は包皮する部材を備えることなく形成され」ており、「排気長孔はレーザー光線照射により幅0.15～1.0mm、長さ1～12mmの範囲内で形成されている」とともに、「前記排気長孔群における前記排気長孔の開口面積の合計は0.3～100mm²である」のに対し、

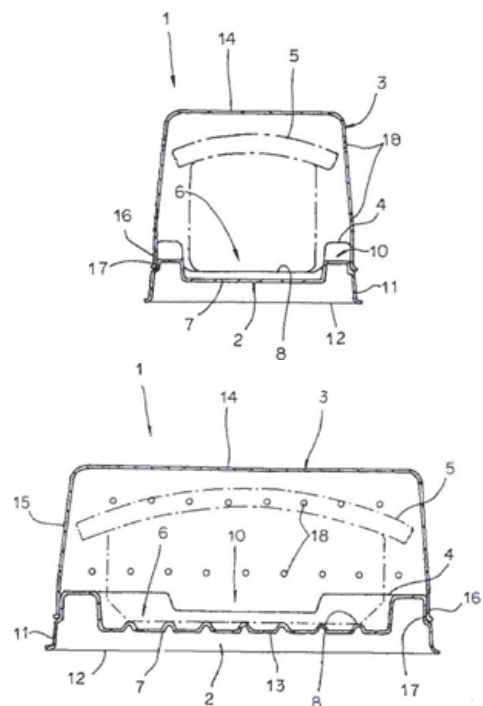
引用発明は、「食品から発生する水蒸気を外部に排気する孔」として、円形板(7)に、直径3.2mmの円形であって、蓋(3)の中央を中心として放射状に8個設けられ、さらに、容器本体(2)の上方開口部の面積に対する開孔率は、0.57%である開孔(9)が形成されている点。

ア. 〈相違点1〉についての検討

……引用発明の「開孔9」、すなわち「小孔」は、「水蒸気により容器内部の圧力が異常に上昇するのを回避するため」に、「小孔の大きさを容器本体の上方開放部面積の0.005%以上、「好ましくは、0.2%以上とする一方、「小孔が一定の値を超えて大きい場合、発生した蒸気が容器外に揮散して容器内に蒸気が充満した雰囲気を作成できず、食品の加熱に蒸気が十分に作用しないため、特に食品の上部が乾燥状態となって、良好に復元されず、加熱復元は不均

一で不十分となる」から、小孔の大きさを容器本体の上方開放部面積0.8%以下と、するものである。

イ. また、引用発明は「即席焼きそばや即席マカロニ等の固形即席食品を、電子レンジで調理する」ための容器、すなわち食品を収納する容器であるから、当該「小孔」の大きさが大きすぎると、当該「小孔」とおして、異物が侵入するといった不具合が生じることが当業者にとって自明である。一方、食品を収納する容器に形成する孔の大きさを小さく、例えば1mm以下の大きさとする、容器内への異物の侵入が防止できることは、例えば、引用文献2の「……本考案において、孔の大きさは、2mm以下の大きさとすることができる。しかし、1.5mm以下、殊に、1mm以下の大きさとする、虫の侵入が防止できるので好ましい。」……という記載や、特開平10-218250号公報(以下「引用文献6」という。)の「【0003】……米穀用袋において、通気性が大きすぎる場合には、その通気孔から虫等が侵入し、思いもしない事故を起こすことがあるものである。」に示されるように、従来周知の事項である。そうすると、異物の侵入が防止できるならば、容器には、「異物混入防止のための、当該排気長孔群を被覆又は包皮する部材」が不要であることは当業者にとって明らかであるから、当該「部材」を備えないようにすることには、当業者にとって格別の困難性は認められない。



引用文献2の第1図、第2図
(実施例の正面図及び側断面図)

ウ．そして、引用発明の「開孔9」の形状は「円形」であるところ、引用文献1には、「開孔9」すなわち「小孔」の形状が「円形」であることが必須である旨の記載や示唆もない。さらに、例えば引用文献3には、「本発明においては、2重包装の中の電子レンジ及び／又は蒸気加熱及び／又は熱湯による加熱に対応する食品の包装材料に、直径1 μ ～5cmの円形、多角形又は星形の孔及び／又は短径1 μ ～5cmの楕円形の孔及び／又は一辺の長さが1 μ ～5cmの正方形、矩形、三角形又は各種変形型の孔を全面もしくは適宜の箇所に設けることによって、これら孔から蒸気を逃がし、暴発を防ぐことができるものである。」(【0005】)

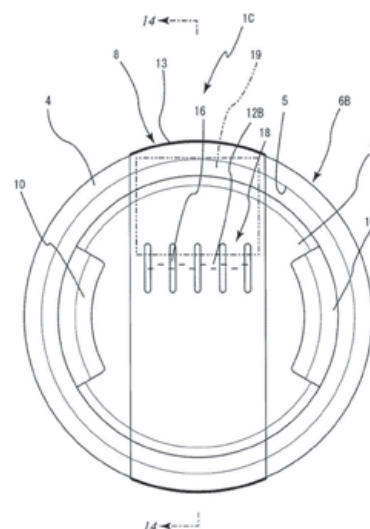
「一般に、電子レンジ及び／又は蒸気加熱及び／又は熱湯による加熱に対応する食品の包装材料は、ナイロン、ポリエステル、ポリエチレン、ポリプロピレンなどの単層、二層、三層のフィルムからなるもので、……」(【0006】)

「本発明における各種の孔は、底部にも蓋部にも設けることができる。

各種の直径1 μ ～5cmの孔は、基本的にはレーザー光線によって、あけることができ、……」(【0007】)

「本発明においては、直径1 μ ～5cmの円形、多角形又は星形の孔及び／又は短径1 μ ～5cmの楕円形の孔及び／又は一辺の長さ1 μ ～5cmの正方形、矩形、三角形又は各種変形型の孔が均一又はごちゃまぜに設けられたり、また直径1cm～5cmの孔であれば蓋に1～5個位設けたり、蓋に1mm～1cmの孔をごちゃまぜに設けることができる。……」(【0008】)という記載があり、電子レンジで加熱する包装材料に蒸気を逃がすために形成する「孔」の形状を、「多角形」、「正方形」、「矩形」とすること、そしてそのような「孔」をレーザー光線によって形成することは、従来周知である。

さらに、上記引用文献3に記載された「1～5個位設けたり」(段落【0008】)という記載、及び、引用文献4の【図13】に図示された「平坦面の上面部位に長孔状の蒸気抜き部」から、蒸気を抜くための「孔」を、「群」として配置することも、従来周知の事項である。



引用文献4の【図13】
(第4の形態の平面図)

エ．そうすると、引用発明における「開孔(9)」の形状や配置の決定は、当業者が適宜行う設計の事項であり、「開孔(9)」を「群」として配置し、その形状を、「長孔」とし、寸法を「幅0.15～1.0mm、長さ1～12mm」としたことは、従来周知の形状や寸法、及び、形成手法を採用したに過ぎず、「前記排気長孔群における前記排気長孔の開口面積」の「合計」を、「0.3～100mm²」としたことは、上記従来周知の数値を採用した際に、自ずから実現されるものであるに過ぎない。

オ．よって、引用発明において、上記〈相違点1〉に係る本件発明1の構成を備えたものとするのは、当業者が容易に想到し得た事項である。

カ．また、本件発明1が奏する作用・効果については、引用発明及び上記周知の事項から当業者が容易に予測し得る程度のものである。

キ．以上のとおり、引用発明において、上記〈相違点1〉に係る本件発明1の構成を備えたものとするのは、引用発明及び従来周知の事項に基いて、当業者が容易になし得た事項であるから、本件発明1は、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

2. 本件発明2について(省略)

第5 令和2年8月24日に特許権者が提出した意見書について

1. 特許権者の主張

令和2年8月24日に特許権者は意見書を提出し

て、大要、以下の点主張している。

(1) 本件発明1の出願時の技術的水準からは、本件発明1の「電子レンジ加熱食品用蓋嵌合容器」において、「電子レンジ蒸気孔」による「異物混入抑止」は、優に、解決すべき技術的課題の斬新性が認められるものである。

(2) 本件発明1は、(I) 蒸気抜きと (II) 異物混入防止の2つの課題を「蓋の蒸気抜き」である「排気長孔(群)」という1つの構成によって同時に解決できるようにしたものである。

他方、引用発明は、固形食品と水を短時間で良好な食感に還元することを目的とし、蓋体に特定の大きさの「蒸気孔」を設けることにより、電子レンジ容器内の異常な圧力の上昇を防止するとともに、容器内の蒸気密度及び雰囲気温度を高く保つ(内部を強い沸騰状態で加熱する)という「高圧調整」を行うものである。

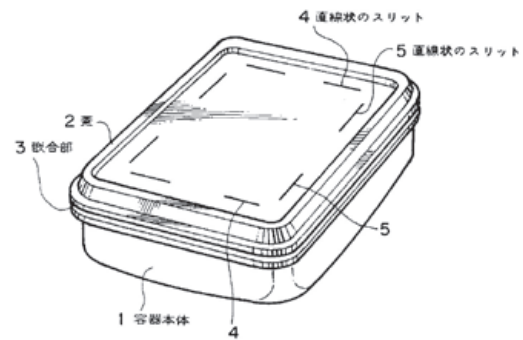
両者は、「電子レンジ加熱食品用蓋嵌合容器」であるという共通点を有するものであるが(そして、この点においてのみ共通する)、両発明の解決すべき課題は、本件発明1が「蒸気抜き」と併せて「異物混入防止」の課題をも同時に解決するものであるに対し、引用発明は容器内の蒸気密度及び雰囲気温度を高く保ちかつ容器内も異常圧力の上昇を防ぐという「高圧調整」の制御を課題とする相違点を有し、当然に、その主たる構成要素である「蒸気孔」の技術的意義を異にするのである。……

(4) この種「電子レンジ加熱食品用容器」で最も一般的な嵌合容器で最も一般的な嵌合容器の蓋部に設けられた「蒸気孔」の構成のみによって、……良好な電子レンジ排気とともに、虫等の異物侵入防止を効率良く図るといえるのは、近時における新規な課題といえるのである。

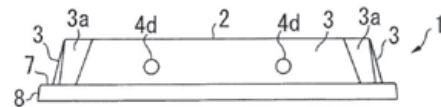
2. 検討

(1) まず、電子レンジで加熱する容器においても、水蒸気を排出する孔から塵埃や虫などの異物が混入するおそれがあることは、実願平2-71089号(実開平4-29977号)のマイクロフィルム(甲9)の「近年、オープン、ガスレンジおよび電子レンジ等の加熱調理機器が家庭内に普及するに至り、これに対応したインスタント食品が数々販売されるようになった。……容器の蓋に孔があいていると容器内部に常に、ホコリ、虫等の異物が混入するおそれがあり、又、外気

の出入を許すため、食品衛生・保存の見地からも好ましくない。」……という記載、及び、**特開平2014-227185号公報(甲10)**の「**【0002】**……このような食品包装用容器には、蓋をしたまま電子レンジなどで加熱できるように、蓋の天板部に孔や切込みなどからなる通気部を設け、蒸気等が抜けるようにしたものがある。」「**【0006】**食品包装用容器を複数段に棚積みして陳列した場合、蓋の天板部は荷重を受けるため変形しやすくなる。従来の如く、天板部に孔や切込みなどの通気部を設けた蓋は、天板部の変形により通気部が変形して隙間が大きくなり、塵埃などが容器内に侵入するおそれがあった。」という記載に示されるように、本件特許に係る優先日前に周知の課題であり、特許権者が主張するような「近時における新規な課題」とまではいえない



甲9の第1図
(加熱調理用の包装容器の斜視図)



甲10の【図5】
(蓋の他の変形例を示した側面図)

(2) そして、本件発明1の電子レンジ加熱食品用容器の排気細孔が、昆虫等の異物混入を抑制する効果を奏するのは、主に工場等で容器内に食品を収容して店舗で販売されるまでの段階であって、この段階で虫等の混入を防止する効果を奏することは、上記引用文献2及び6の周知技術においても同様であり、引用文献2の「孔の大きさは……殊に、1mm以下の大きさとする、虫の侵入が防止できるので好ましい。」との示唆も踏まえれば、引用発明の小孔が、

電子レンジ加熱時に水蒸気を排出できるとともに、虫等の異物混入の抑制に効果があることは、当業者であれば予測できるものである。そうすると、特許権者の主張する……構成を全て備えることで得られる作用効果は格別なものであるとはいえない。

(3) よって、上記相違点1に係る本件発明1の構成は、上述のように引用発明及び従来周知の事項に基いて、当業者が容易に想到し得たものであり、特許権者の上記主張は採用できない。

取消事由

- 1 取消事由1：特許法120条の5に定める手続の違反（理由なし）
- 2 取消事由2：引用発明に対する進歩性に関する判断の誤り（理由なし）

判示事項

第5 当裁判所の判断……

4 取消事由1（特許法120条の5に定める手続の違反）について……

(2) 本件決定は……甲3（引用文献6）を……、「食品を収納する容器に形成する孔の大きさを小さく、例えば1mm以下の大きさとする、容器内への異物の侵入が防止できること」が従来周知の事項であることをいうための例として、既に本件理由通知書に記載されていた甲8（引用文献2）と併せて挙げるところ、……原告に対しては、本件理由通知書において、本件発明1に係る特許を取り消す理由の中で、「食品を収納する容器に形成する孔の大きさを1mm以下の大きさとする、容器内への異物の侵入が防止できること」が従来周知の事項であることが明確に示され、原告に意見書を提出する機会が与えられていたところである。

したがって、本件決定において、甲3（引用文献6）が挙げられたことをもって、特許法120条の5の規定に反するものとはいえない。

(3) 甲9……及び甲10……についてみると、本件決定は、……引用発明並びに甲8（引用文献2）、甲3（引用文献6）、甲5（引用文献3）、甲2（引用文献4）及び甲7（引用文献5）を踏まえた従来周知の事項から、相違点1及び2のいずれについても容易想到であると、本件発明1及び2は、いずれも特許法29条2項の規定により特許を受けることができないと判断した

上で、……原告の意見書についての判断において、異物侵入のおそれが周知の事項であることをいうための例として、甲9及び10を挙げたものにすぎない。

したがって、甲9及び10は、いずれも、本件決定において、本件特許の取消しの理由とされたものとは認められないから、それらが挙げられたことをもって、特許法120条の5の規定に反するものとはいえない。……

(5) よって、取消事由1は理由がない。

5 取消事由2（引用発明に対する進歩性に関する判断の誤り）

(1) 本件発明と引用発明の対比

本件発明1と前記2（2）の引用発明とを対比すると、それらの間には、本件決定が認定した前記第2の3（2）アの一致点及び相違点1が存在すると認められる。……

(2) 相違点1について

ア 甲1（引用文献1）には、……それ以上に、「小孔」の形状や大きさ、個数、配置等については具体的な記載がない。

上記の点に加え、……蓋の構造について、容器内圧を調圧するといった観点が考慮されて小孔の総面積が設定されていることを踏まえると、甲1には、当業者において、「小孔」の形状や大きさ、個数、配置等を、その「大きさを容器本体の上方開放部面積の0.005～1%」の範囲内として、任意に設定することの示唆があるということが出来る。

イ（ア）他方で、……引用発明に係る「容器」は、電子レンジ加熱の際のみならず、それに至るまでの相応の時間ないし期間にわたり食品を収容して保存しておくことを予定した容器であることが容易に理解される。そして、同じく上記の各記載等によると、引用発明に係る「容器」について、それに収容された食品を電子レンジでの加熱時に改めて洗浄等することが予定されていないことや、小売店等の店舗で販売される食品の「容器」とされることがあり得ることも、容易に理解される。

（イ）この点、一定時間又は一定期間にわたり食品を保存するための容器について、一般に、保存中に虫やその他異物が内部に侵入して食品が汚染されることを防止する必要があることは、当業者はもちろん、一般人にとっても公知の事項であるというべきである。……

さらに、上記の必要が、調理時に改めて食品を洗浄等することが予定されていない食品や、小売店等の店舗で販売されるために運搬、陳列等され、虫の接近や塵埃等にさらされ得る食品の容器について、なおさら当てはまることも、当業者はもちろん、一般人にとっても公知の事項であるというべきである。

したがって、引用発明に接した当業者は、当然に異物混入抑制の課題を認識するものというべきである。

ウ(ア) 甲2(引用文献4)……の記載によると、蒸気を抜くための「孔」を「群」として配置することは、従来周知の事項であるといえる。

(イ) 甲8(引用文献2)の「課題を解決するための手段」及び「作用」の記載によると、一定時間にわたり食品を保存するための容器について、孔の大きさを、例えば1mm以下の大きさとすると虫の侵入が防止できることは、従来周知の事項であるといえる。

(ウ) 甲5(引用文献3)……の記載からすると、電子レンジで加熱する包装材料に蒸気を逃がすために形成する「孔」の形状を「多角形」、「正方形」、「矩形」とすること、特に一片の長さが1 μ ～5cmの矩形とすることや、そのような「孔」をレーザー光線によって形成することは、従来周知の事項であるといえる。なお、蒸気を逃がすために形成する孔が、円形、多角形又はスリット状など適宜の形状でよいことは、甲8(引用文献2)の「課題を解決するための手段」にも記載されているところである。

エ 前記アの引用発明における「小孔」の特定事項を前提に、前記イの公知の事項及び前記ウの従来周知の事項を考慮すると、引用発明について、「小孔」の「大きさを容器本体の上方開放部面積の0.005～1%」の範囲内としつつ、「小孔」を「複数の排気長孔からなる排気長孔群」とすることや、排気長孔を「レーザー光線照射により幅0.15～1.0mm、長さ1～12mmの範囲内で形成」することは、当業者が適宜選択し得る事項であるといえる。

そして、甲1(引用文献1)の実施例1では、前記ア①のように直径3.2mmの円形の開孔を8個設けるとされているところ、その場合の開孔の面積の合計は、64.3mm²となり……、「前記排気長孔群における前記排気長孔の開口面積の合計は0.3～100mm²である」という本件発明1における範囲の中間値に近い位置に収まるものである。

他方、前記ウ(イ)の周知事項からすると、排気

長孔の幅を例えば1mm以下とすると虫の侵入が防止できることは、当業者にとって明らかであるといえ、その場合に、「異物混入防止のための、排気長孔群を被覆又は包皮する部材」が不要であることも当業者にとって明らかであるといえる。この点について、引用発明に関し、上記「被覆又は包皮する部材」を省略することができないとみるべき事情は見当たらない。

オ そして、本件明細書の記載に照らしても、本件発明1が奏する作用・効果について、引用発明及び前記ウの周知事項から当業者が予測し得るものを越えた顕著なものであるとは認められない。……

カ 以上によると、引用発明において、相違点1に係る本件発明1の構成を備えたものとするのは、当業者が容易に想到し得た事項であるというべきである。

キ 原告の主張について

(ア) 原告は、本件発明1と引用発明とは、解決課題及び技術思想を互いに異にするもので、引用発明において、異物混入抑制の課題を想定することはできないと主張する。

しかし、異物混入抑制の課題が、少なくとも、一定時間又は一定期間にわたり食品を保存するための容器について共通の課題というべきものであり、引用発明においても当業者においては異物混入抑制の課題を認識するというべきことは、前記イで判示したとおりである。……

(イ) 上記(ア)とも関連して、原告は、本件発明1の解決課題は、排気の課題と異物混入抑制の課題の両方を一つの手段により実現するというところにあるなどと主張する。

仮に、本件発明1の解決課題が原告の主張するとおり認められるとしても、前記ア～オで指摘した諸点に照らすと、相違点1に係る本件発明1の構成自体を、引用発明並びに公知の事項及び周知の事項に基づいて当業者において容易に想到することができたことが左右されるものではない。そして、仮に、原告が主張するように、電子レンジ用容器において、排気孔の構成のみによって排気の課題及び異物混入抑制の課題をともに解決することを明確に開示した技術が従来は存在していなかったとしても、上記のとおり相違点1に係る本件発明1の構成自体は容易想到であったことや、前記オのとおり、本件発明1が奏する作用・効果について、引用発明及び前記ウ

の周知事項から当業者が予測し得るものを超えた顕著なものであるとは認められないことからすると、原告の上記主張は、前記カの判断を左右するものではないというべきである。……

(4) よって、取消事由2は理由がない。

第6 結論

以上の次第で、原告の請求には理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

事件②(令和3年(行ケ)第10012号)及び

事件③(令和3年(行ケ)第10059号)

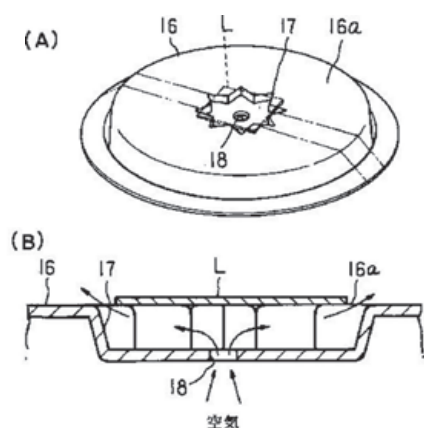
決定概要

3. 当審の判断

(1) 甲1に記載された発明……

イ ……甲1には、次の発明(以下「引用発明」という。)が記載されていると認められる。

「電子レンジ等による加熱のための食品を収容する容器本体と、容器本体の周壁の内側の被嵌合部に嵌合する縁部を有する蓋体からなり、蓋体の蓋面に凹部を形成し、この凹部の底部に、容器内の加熱状態の空気や水蒸気の排出を確実にこなうことのできる適宜な大きさ、例えば0.5~1mm径前後で適宜な個数の小孔を形成した合成樹脂製の食品容器において、ストレッチフィルムFで容器を包被せず、ラベルLのみを、凹部の一部が容器表面に露出するように貼着した、電子レンジ等による加熱に用いる食品容器。」



引用文献1の【図6】

(A)は蓋体の外観斜視図、(B)は連通作用を説明するための図)

(2) 本件発明について

ア 本件発明と引用発明を対比すると、……本件発明と引用発明とは、……以下の点で相違する。

《相違点1》(注：事件③にはない)

本件発明が「前記凹面部を取り囲むように蓋面上周壁部が形成」されているのに対して、引用発明は、そのような周壁部を備えていない点。

《相違点2》

本件発明の電子レンジ加熱食品用容器が、「前記凹面部には、前記容器本体部内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気する複数の排気細孔からなる排気孔群が、異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材を備えることなく形成されていて、前記排気細孔はレーザー光線照射孔であるとともに、前記排気細孔の直径は0.15ないし0.59mmであり、前記排気細孔の個数は8ないし1000個であり、かつ前記排気孔群における前記排気細孔の開口面積の合計は0.25ないし100mm²である」のに対し、

引用発明の電子レンジ等による加熱に用いる食品容器は、「この凹部の底部に、容器内の加熱状態の空気や水蒸気の排出を確実にこなうことのできる適宜な大きさ、例えば0.5~1mm径前後で適宜な個数の小孔を形成」し、「ストレッチフィルムFで容器を包被せず、ラベルLのみを、凹部の一部が容器表面に露出するように貼着した」ものである点。

イ 上記相違点1について検討する。(注：事件③にはない)

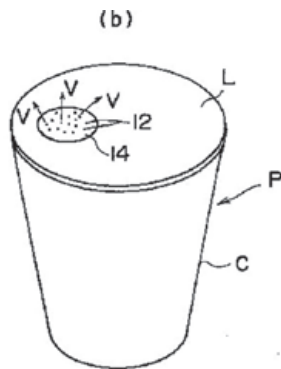
蓋嵌合容器の蓋体部の蓋面上に周壁部を形成することは、従来より周知の技術(例えば、甲3(【使用状態を示す参考縮小斜視図】)、甲4(【使用状態を示す参考縮小斜視図】)、登録実用新案第3159788号公報(内側環状補強部24)参照。)であるから、蓋体の補強等のために、甲1発明の凹面部を囲むように周壁部を形成することは、周知技術の単なる付加にすぎず、当業者が容易に想到し得たものである。

ウ 上記相違点2について検討する。

(ア) 引用発明の小孔は、「容器内の加熱状態の空気や水蒸気の排出を確実にこなうことのできる適宜な大きさ、例えば0.5~1mm径前後で適宜な個数」、形成されるものであるから、容器内の内容物から発生する水蒸気の量が変われば、適切に水蒸気を逃がすためには、水蒸気を逃がす孔の大きさ(径)と個数も、それに合わせて変えることが必要であることは、当業者にとって明らかであり……、引用発明の小孔の大きさ(径)と個数は、発生する水蒸気の量

に応じて、適宜設定されるものであるといえる。

引用発明の「0.5～1mm径前後で適宜な個数の小孔」のうち、直径「0.5～0.59mm」の小孔は、本件発明1の「排気細孔」の直径「0.15ないし0.59mm」の範囲内であるところ、電子レンジで加熱される容器から発生する水蒸気を逃す孔として小さい孔を多数設けることは、周知技術(例えば、**甲6(引用文献2)**(【0018】直径1～500 μ m(0.5mm)の細孔を10～1000ケ/cm²)、**特開平10-218250号公報(甲7, 引用文献3)**(【0025】孔径0.1～5mmの孔を1～10個/cm²……))であり、引用発明の適宜個数の「0.5mm」の小孔を、発生する水蒸気の量に応じて調整し、上記相違点2に係る本件発明の構成のように、「0.15ないし0.59mm」、「個数は8ないし1000個」、「開口面積の合計は0.25ないし100mm²」の排気孔群とすることは、当業者が容易に想到し得たものである。



甲6(引用文献2)の図1(b)

(電子レンジ用カップの加熱時の状態を示す斜視図)

その際、**甲1(引用文献1)**の記載によれば、「この小孔12は、例えば加熱針を蓋面に押し当てる等の任意方法を用いて空けることができる」(段落【0010】)とされており、引用発明の小孔を、食品包装容器に小孔を空ける方法として周知技術(例えば、上記**甲6(【0026】)**、上記**甲7(【0025】)**、上記**甲8(【0015】)**)であるレーザー光線照射を用いて、レーザー光線照射孔とすることも、適宜なし得たものである。

(イ)また、引用発明の食品容器は、容器にラベルLを貼着したものであるが、ラベルよりも凹部の方が大きく形成されて膨脹空気を排出し得るようにしており、その場合、ラベルLと凹部の隙間から異物が入り得ることになるから、ラベルLは、異物が小孔から混入することを防止するために設けられた部材には該当しないものと理解できる。

そして、本件特許明細書において、「排気孔群を被覆又は包皮する部材」が省略されることにより、「本発明の食品用容器は、電子レンジ加熱または加温時の開封等の手間も必要なく、包装資材費の軽減にも貢献し得る。」(【0037】)との効果が得られるとされ、「排気孔群を被覆又は包皮する部材」が存在すると、逆に「電子レンジ加熱または加温時の開封等の手間が必要になる」ことを意味しているものといえるが、引用発明のものは、電子レンジ加熱又は加温時に、ラベルLを取り付けたままで調理できるものであり、このことは、引用発明のラベルLが、本件発明の「排気孔群を被覆又は包皮する部材」に該当しないという上記理解と整合する。

(ウ)よって、上記相違点2に係る本件発明の構成は、引用発明及び上記周知技術に基いて、当業者が容易に想到し得たものである。

エ(ア)(省略)

(イ)しかし、食品包装容器において、通気孔が大きいと虫等の異物が混入する可能性があり、小さい方が好ましいことは、例えば、甲7……や、実願平2-106124号(実開平4-62684号)のマイクロフィルム……に示されるように周知技術であって、原出願前に、小さい孔は、それ自体、容器内への虫等の混入を防ぐ効果を奏することは、当業者にとって自明であったものといえるから、特許権者が主張する上記効果は、引用発明及び上記甲7及び上記文献に記載された周知技術から、当業者が予測できるものである。……

取消事由

- 1 取消事由1：手続違背(理由なし)(注：事件③にはない)
- 2 取消事由2：進歩性判断の誤り(理由なし)

判示事項

第2 事案の概要……

3 本件決定の理由の要旨……

- (2) 本件発明と引用発明との一致点及び相違点……
ウ 相違点2

本件発明が、「前記凹面部には、前記容器本体部に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気する複数の排気細孔からなる排気孔群が、(a)異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材を備えることなく形成されていて、(b)前記

排気細孔はレーザー光線照射孔であるとともに、(c)前記排気細孔の直径は0.15ないし0.59mmであり、前記排気細孔の個数は8ないし1000個であり、かつ前記排気孔群における前記排気細孔の開口面積の合計は0.25ないし100mm²である」のに対し、

引用発明は、「この凹部の底部に、容器内の加熱状態の空気や水蒸気の排出を確実にこなうことのできる適宜な大きさ、例えば0.5～1mm径前後で適宜な個数の小孔を形成」し、「ストレッチフィルムFで容器を包被せず、ラベルLのみを、凹部の一部が容器表面に露出するように貼着した」ものである点((a)(b)(c)の符号は本判決が付した。以下、それぞれを「相違点2(a)」のようにいう。)……

第4 当裁判所の判断……

1 取消事由2(進歩性判断の誤り)について……

(2) 引用発明……

イ 上記各記載によれば、甲1(引用文献1)には本件決定が認定したとおりの引用発明が開示されており、その小孔12は、容器蓋の凹部11に形成され、容器内の加熱状態の空気の排出を確実にこなうための適宜な大きさ及び個数であり、具体的な大きさとして0.5～1mmが開示されている。また、図6のものは、凹部17の上部にラベルLが貼着されているが、このラベルLは、凹部17よりも小さく、容器内の加熱状態の空気はラベルLと凹部17との隙間から排出されるので、加熱する前にラベルLを剥がす必要はない。

(3) 相違点2(c)について

ア 引用発明の小孔は、「容器内の加熱状態の空気や水蒸気の排出を確実にこなうことのできる適宜な大きさ、例えば0.5～1mm径前後で適宜な個数」形成されるものである。この「適宜」な大きさ及び個数について、甲1には具体的な開示がないが、容器内の内容物から発生する水蒸気の量が変われば、適切に水蒸気を逃がすために、水蒸気を逃がす孔の大きさ(径)と個数もそれに合わせて変える必要があることは、当業者にとって明らかである……。そうすると、引用発明に接した当業者にとって、容器内の食品から発生し得る水蒸気の量を勘案し、適切に水蒸気を逃がすために、小孔の直径及び個数並びにこれらから簡単に算出される開口面積合計を定めることは、設計的事項にすぎない。

よって、引用発明に接した当業者にとって、本件発明の相違点2(c)に係る構成を想到することは、

容易になし得たと認めるのが相当である。

イ 原告は、本件発明は、「良好な水蒸気排気」と「異物混入抑制」という二律背反する(技術的阻害要因のある)課題を解決するものであるから、排気細孔の直径、個数及び開口面積合計の各下限は、「良好な水蒸気排気」の効果を奏することのできる最小の範囲であり、それらの各上限は、「異物混入抑制」のための最大の範囲であり、いずれも臨界的意義を有する旨主張する。

しかしながら、まず、そもそも本件発明における排気細孔の直径(0.15～0.59mm)は、引用発明の「0.5～1mm」と重複する範囲(0.5～0.59mm)を有している。また、本件発明の上限値(0.59mm)は、その設定の根拠について本件明細書には記載がなく、虫等の異物の侵入を抑制するために設定されたものであると認められるところ、通気孔から虫等の異物が混入する可能性を考慮し、通気孔の大きさを小さく、殊に1mm以下とするのが好ましいことは、本件特許の原出願前に周知の技術事項であるから(例えば、甲7(特開平10-218250号公報)……、甲11(実開平4-62684号のマイクロフィルム)……)、排気細孔の直径の上限である「0.59mm」という値に臨界的意義があるとは認められない。また、下限値(0.15mm)の設定の根拠については、本件明細書の段落【0058】に「排気細孔の直径の下限は照射装置の性能に依存する。しかしながら、極端に直径を狭くすると水蒸気の排気効率は低下するため、一連の実験結果から少なくとも0.15mmは必要」との記載があるにとどまり、ここでいう「一連の実験結果」も、6種の食品を加熱して蓋が外れるか否かを調べるといふ単純な試験(段落【0033】～【0060】)にすぎないから、「0.15mm」という下限値の設定についても臨界的意義があるとは認められない。

さらに、排気細孔の個数(8～1000個)及び開口面積の合計(0.25～100mm²)も、同様の理由により、臨界的意義があるとはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 原告は、本件発明と引用発明とは、解決課題及び技術思想を互いに異にするものであって、そもそも「良好な水蒸気排気」及び「確実な嵌合状態の維持」を解決課題とする引用発明から、「良好な水蒸気排気」と「異物混入抑制」とを一つの構成手段(排気

孔)によって実現するという本件発明の解決課題は生じ得ないから、本件決定において、「異物混入抑制」という解決課題を想定した上で、その解決手段として、本件決定のいう周知技術を適用することが容易であると判断して、これらから本件発明を容易想到であると判断したことは誤りであり、さらに、本件決定のいう周知技術もまた、本件発明とは解決課題及び技術思想を互いに異にし、かつその孔の技術的意義を異にするから、これらを引用発明に適用したこと自体も明らかに誤りである旨主張する。

しかしながら、本件決定の論理構成をあらためて整理すると、本件発明の相違点2(c)に係る構成の一部は、引用発明の構成から、「小孔」の直径の数値範囲として、本件発明と重複する「0.5～0.59mm」を選択し、「適宜」とされた「小孔」の個数及び開口面積の合計については、発生する水蒸気の量に応じて調整することによって、当事者が容易に想到し得た、とするものである。すなわち、本件決定は、原告のいうように、「異物混入抑制」なる課題を想定した上で、かかる課題を解決するために周知技術を適用することが容易であると判断したものではない。そして、このようにして当事者が容易に想到し得た構成によって、結果的に異物混入抑制という別の課題も解決することができたとしても、異物混入抑制という課題を把握すること自体が困難であったのであればともかく、そうではない以上、異物混入抑制という課題を解決したこと、そしてそのことを特許請求の範囲及び明細書に明記したことが、進歩性の根拠になるものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

エ (省略)

(4) 相違点2(a)について

ア ……本件発明の「異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材」は、異物混入防止の機能を有するとともに、電子レンジ加熱時には開封等の手間が必要になる部材を意味するものと解される。

そこで、この解釈を前提に、引用発明のラベルLが「異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材」に当たるか否かを検討するに、まず、甲1(引用文献1)の段落【0017】の「ラベルLを貼ったときに凹部17の一部が容器表面に露出していれば、容器加熱時に膨張空気をここから容器外部

に排出し得」との記載によれば、ラベルLは電子レンジ加熱の際にも貼着したままであって、開封等の手間を必要としない。また、ラベルLと凹部17との隙間の形状及び大きさが、異物混入防止の観点から特定されているわけでもない(むしろ、図6(B)によれば、隙間の幅は、小孔18の径とほぼ同じであり、小孔18を通過してしまうような異物をラベルLによって排除するという機能を有していない。)

したがって、引用発明は、「異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材」を備えていないから、この点において、本件発明と実質的な相違はない。これと同旨の本件決定の認定判断に誤りはない。

イ 原告は、本件決定が、電子レンジで加熱する容器においても水蒸気を排出する孔から塵埃や虫などの異物が混入するおそれがあることは周知の課題であるとしているところ、これを前提とすれば、電子レンジで加熱する容器の蓋面に蓋面表裏を貫通し得る連通部を設けた引用発明において、連通部(小孔)の上部に同連通部を覆うように貼着されたラベルLが、異物混入を防止することを目的として連通部上に設けられたものであることは自明であるから、これに反する本件決定の認定判断は誤りであると主張する。

しかしながら、本件発明の「異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材」は、電子レンジ加熱または加温時の開封等の手間が必要になる部材と解されるのに対し、引用発明のラベルLは、これを着けたままで電子レンジ加熱するものであるとともに、蓋体の凹部17との隙間から異物が入り得る可能性を排除するような形状及び大きさのものとは特定されていないから、当該ラベルLが、本件発明にいう「異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材」に該当しないと解されることは、上記アのとおりである。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(5) 小括

以上によれば、本件決定に原告主張の取消事由はない。

2 取消事由1(手続違背)について(注:事件③にはない)

原告は、「取消理由通知書〈決定の予告〉」に引用されていない甲7、甲12及び甲13を適用して本件特

許の取消決定をしたことは、特許法120条の5の規定に反する旨主張する。

しかしながら、上記各文献の記載事項に照らすと、**甲7**は、「取消理由通知書〈決定の予告〉」において既に示されていた合議体の見解（**甲6及び甲8**のとおり、容器から水蒸気を逃がす孔をレーザー光線照射孔とすること、容器の蓋に小孔を設けること、がいずれも周知技術であるとの説示）について、さらにこれらを裏付ける文献を加えるために引用されたものである。また、**甲12及び甲13**は、原告が「取消理由通知書〈決定の予告〉」を受けての令和2年9月16日付け意見書において「少なくとも、20,30年ほど前には、電子レンジ加熱食品用容器の蓋部の蒸気孔に、良好な水蒸気排気を可能とし同時に異物混入抑制を実現する、被覆部材を不要とする構造などは到底考えられもしなかったニーズであった」と主張したのを排斥するために示されたものといえる。そうすると、本件決定は、**甲7,甲12及び甲13**に示された技術的事項を、引用発明と組み合わせて、本件発明の構成が容易に得られたとする論理付けに用いてはいないから、「取消理由通知書〈決定の予告〉」に記載されていない新たな取消しの理由に基づき特許を取り消したとはいえない。

原告は、**甲7**について実質的に反論する機会が与えられなかったことは明らかな事実であって、**甲6及び甲8**に対して反論していれば足りるというものではなく、また、**甲12及び甲13**をもって実質的に本件発明の進歩性を否定していることは明らかであるとも主張するが、上記説示に照らして、採用することができない。

よって、本件決定に原告主張の取消事由はない。

3 結論

以上のとおり、本件決定に原告主張の取消事由はなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

事件④（令和3年（行ケ）第10053号）

決定概要

第4 当審の判断

1. 引用文献1について

……引用文献1には、次の発明（以下「引用発明」という。）が記載されている。

「電子レンジ加熱のための食品を収容する容器本体（2）と、前記容器本体（2）の開口部と嵌合する合成樹脂シートからなる蓋（3）とを備えた容器（1）において、

前記蓋（3）の蓋面部に、調理時に電子レンジにより強く加熱された場合、発生する水蒸気により容器内部の圧力が異常に上昇するのを回避するための小孔を形成する、
電子レンジ加熱食品用容器の製法。」

2. 対比……

そうすると、本件発明1と引用発明は、以下の〈一致点〉で一致し、〈相違点1〉及び〈相違点2〉で相違する。

〈一致点〉（省略）

〈相違点1〉

本件発明1は、「蓋体部」を得るに際して、「前記蓋体部の蓋面部にレーザー光線の照射をオンして準備時間（ t_3 ）の経過により貫通孔を形成しその後の作業時間（ t_4 ）の経過により所定の長穴形状にまで拡張した後にレーザー光線の照射をオフにすることによって

幅0.15～1.0mmの排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部を形成する」のに対し、

引用発明は、「蓋」の「蓋面部」の「小孔」が、複数穿設することで「群」からなる「排気部」を形成する「長孔」であるとは特定されていないし、どのように形成するかも特定されていない点。

〈相違点2〉

本件発明1の蓋体部は、「容器本体部内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排気するとともに異物混入を抑制する排気部を、異物混入防止のための、当該排気部を被覆又は包皮する部材を備えることなく形成した」のに対し、

引用発明の蓋は、「調理時に電子レンジにより強く加熱された場合、発生する水蒸気により容器内部の圧力が異常に上昇することを回避するための小孔を形成する」ものではあるものの、この小孔が異物混入を抑制するものであるか否かや、この小孔を被覆又は包皮する部材を備えるか否かは特定されていない点。

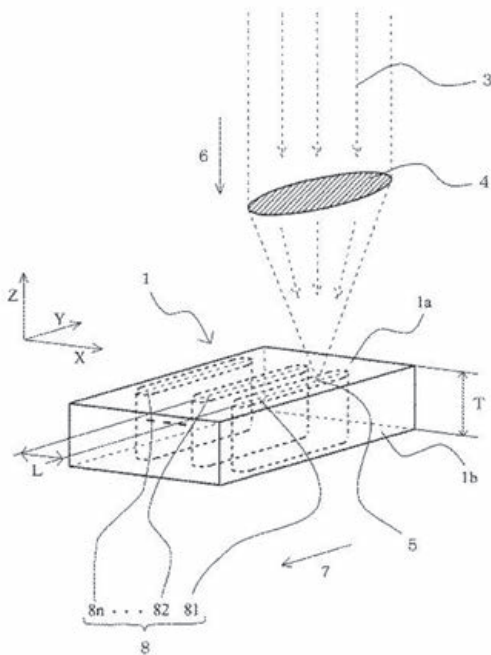
3. 相違点についての判断

(1) 〈相違点1〉について……

(ア.～ウ. は事件①と類似しているため省略)

エ. また、引用文献5には、プラスチック構造体に、

微細孔の形成によって、フィルター機能を発揮せしめる（段落【0055】）ために、当該プラスチック構造体に対して、「長径と短径とを有するような形状を有している場合、その径としては、短径が200 μm以下」（段落【0020】）の微小孔部を、パルス状のレーザーにて形成することが記載されている。ここで、レーザー照射によりプラスチックを溶融させて貫通させた後、次のライン8の形成に移るために、レーザー照射をオフにすることは明らかであり、また、引用文献5のレーザー加工は、レーザー照射によりプラスチックを溶融させて加工する以上、貫通するまでに、所定の時間、レーザー照射しさらに、目標とする形状に加工が完了するまでも、所定の時間、レーザー照射を行う加工であることも明らかである。



引用文献5の【図5】
（微小孔部を有するプラスチック構造体の
形成方法の一例を示す概略鳥瞰図）

引用発明の容器の蓋も、引用文献5のプラスチック構造体も、ともに合成樹脂のシートを加工することで共通するから、引用発明に引用文献5記載の上記レーザー加工についての事項を採用して、上記〈相違点1〉で特定される長孔群を形成することに格別の困難性は認められない。

オ. 以上のとおりであるから、引用発明において、上記〈相違点1〉に係る本件発明1の構成を備えたものとするのは、当業者が容易に想到し得た事項である。

(2) 〈相違点2〉について

引用文献1には、引用発明の蓋が、小孔を被覆又は包皮する部材を備えることの記載はないし、示唆する記載もない。そして、上記(1)ウ.に示したように、食品を収納する容器に形成する孔の大きさを1mm以下の大きさとすると、容器内への異物の混入が抑制できることは、従来周知の事項であることを踏まえると、「小孔」を備えた引用発明は、「異物混入防止のため」の「排気部を被覆又は包皮する部材」を備えずとも、容器内への異物の混入が抑制できる作用を奏するもの、すなわち「小孔」は「水蒸気を外部に排気するとともに異物混入を抑制するもの」であるといえる。

よって、上記〈相違点2〉は、実質的なものではない。……

第5 令和2年11月18日に特許権者が提出した意見書について（省略）

取消事由

- 1 取消事由1：引用文献1を主引用例とする進歩性の判断の誤り（理由なし）
- 2 取消事由2：手続違背（理由なし）

判示事項

第4 当裁判所の判断……

- 2 取消事由1（引用文献1を主引用例とする進歩性の判断の誤り）について……

(3) 本件出願の優先日当時の周知技術について……

イ 周知技術について

前記アの記載事項及び容器内に侵入のおそれがあるとされる異物の大きさは、米飯食品用包装容器と他の用途の食品用包装容器とで差異はないものと考えられることによれば、本件出願の優先日当時、食品用包装容器の技術分野において、食品を収納する容器の蓋部に形成する孔の大きさを1mm以下とすると、容器内への異物（虫や塵埃）の混入を抑制できることは、周知であったことが認められる。

(4) 相違点1の容易想到性の判断の誤りについて

ア 相違点1の容易想到性について

(ア) ……加えて、引用文献1には、実施例1の即席食品入り容器において、「小孔」（開孔9）を被覆又は包皮する部材を備えることを示す記載はないから、このような部材を備えていないものと理解できる。

一方で、引用文献1には、即席食品入り容器の蓋に設ける「小孔」の形状を特定の形状に限定する記載や示唆はなく、また、「小孔」を形成する具体的な方法についての記載や示唆もない。

(イ)……上記開示事項によれば、引用文献5には、プラスチック構造体に短径と長径とを有する連結孔部としての貫通孔である「小孔」を複数形成する方法として、幅200 μ m以下のレーザーを照射して貫通孔を形成し、そのレーザーを照射方向と垂直な方向に移動させながら、照射することによって上記形状の「小孔」を複数形成する方法が記載されていることが認められる。そして、レーザー加工がレーザー照射によりプラスチックを溶融させて加工するものである以上、貫通するまでに所定の時間（本件発明1の準備時間（ t_3 ）に相当）レーザーを照射すること、目標とする形状に加工が完了するまでの間（本件発明1の作業時間（ t_4 ）に相当）、レーザーの照射を継続すること、複数の小孔を作成する際、次のラインの小孔の形成に移る間はレーザーの照射をオフにすることは、いずれも自明であるといえる。

しかるところ、引用文献1には、即席食品入り容器の蓋に設ける「小孔」の形状を特定の形状に限定する記載や示唆はなく、また、「小孔」を形成する具体的な方法についての記載や示唆もないのに対し、引用文献5には、「本発明」の課題は、プラスチックに、微小孔部を容易に形成することができるプラスチック構造体の製造方法を提供することにあるとの記載があること、電子レンジ加熱食品用容器において、加熱時に発生する水蒸気を逃すために設ける孔をいかなる形状にし、どの程度設けるかは、当業者が水蒸気の排出量を勘案して適宜選択する設計的事項であること、引用文献1記載の実施例1の即席食品入り容器の「小孔」（開孔9）の開孔面積は1個当たり約8.03mm²で、その開孔面積の合計は約64.24mm²（8.03mm²×8）であることに鑑みると、引用文献1及び5に接した当業者においては、引用文献1の実施例1記載の即席食品入り容器内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排出するため、蓋に設けられた8個の円形の「小孔」について、その形状を「長孔」とし、これを形成するために、プラスチック構造体に対するレーザー照射による加工方法である、引用文献5に開示された幅が200 μ m以下である貫通孔を形成する加工方法を採用し

て、開孔面積の合計が約64.24mm²となるように、その「長孔」の幅を200 μ m以下（0.2mm以下）に設定することを試みる動機付けがあるものと認められるから、上記「小孔」を「幅0.15～1.0mm」の数値範囲の「排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部」の構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。

したがって、当業者は、引用文献1及び5に基づいて、引用発明において、相違点1に係る本件発明1の構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。

イ 原告の主張について（省略）

(5) 相違点2の判断の誤りについて

ア 引用文献1及び5に接した当業者が、引用文献1の実施例1記載の即席食品入り容器の蓋に設けられた8個の円形の「小孔」について、その形状を「長孔」とし、その「長孔」の幅を200 μ m以下（0.2mm以下）に設定して、「幅0.15～1.0mm」の数値範囲の「排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部」の構成とすることを容易に想到することができたことは、前記(4)アで説示したとおりである。

また、本件出願の優先日当時、食品用包装容器の技術分野において、食品を収納する容器の蓋部に形成する孔の大きさを1mm以下とすると、容器内への異物（虫や塵埃）の混入を抑制できることが、周知であったことは、前記(3)イ認定のとおりである。

上記周知の事項を踏まえると、引用文献1の実施例1記載の即席食品入り容器の蓋に設けられた8個の円形の「小孔」の形状を「長孔」とし、その「長孔」の幅を200 μ m以下（0.2mm以下）に設定した構成のものは、孔の大きさが1mm以下となるから、容器内への異物（虫や塵埃）の混入を抑制できることが認められ、また、異物混入防止のために、「小孔」を被覆又は包皮する部材を備える必要がないことは自明である。

そうすると、当業者は、引用文献1及び5、上記周知の事項に基づいて、引用発明において、相違点2に係る本件発明1の構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。……

(6) 小括

以上のとおり、当業者は、引用文献1及び5、本件出願の優先日当時の周知の事項に基づいて、引用発明において、相違点1及び2に係る本件発明1の

構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。

したがって、本件決定は、結論において相当であるから、原告主張の取消事由1は理由がない。

3 取消事由2(手続違背)について

原告は、本件決定は、引用文献1ないし5のほかに、甲9及び10の記載から、「電子レンジで加熱する容器においても、水蒸気を排出する孔から塵埃や虫などの異物が混入するおそれがあること」は本件出願の優先日前に周知の課題であり、原告が主張する「解決すべき技術的課題」が「斬新性」を有するとまではいえないと結論付けたものがあるから、新たに引用した甲9及び10をもって実質的に本件発明1の進歩性を否定したものであり、原告に対して、甲9及び10に対する弁明の機会を与えず、本件特許を取り消す旨の決定を行ったものと評価されるべきであるから、本件の特許異議の申立ての手続には、特許法120条の5の規定に反する手続違背がある旨主張する。

しかしながら、本件決定は、本件発明1は、引用文献1(甲2)に記載された発明(引用発明)、引用文献5(甲6)に記載された事項及び引用文献2ないし4(甲4, 7, 8)を周知例とする周知の事項に基づいて容易に発明をすることができたと判断したものであって、甲9及び10は、原告が令和2年11月18日付け意見書で述べた解決すべき課題の斬新性の主張に対する応答に当たって示したものにすぎず、これらを本件発明1の容易想到性の判断の論理付けにおいて適用したものと認められないから、原告の上記主張は前提を欠くものである。

また、原告の主張は、甲9及び10に対する弁明の機会が与えられなかったことによって、本件特許の特許請求の範囲、明細書について訂正をする機会を奪われたことを述べるものではなく、原告に上記弁明の機会が与えられなかったからといって、原告に実質的な不利益が生じているものとは認められない。

したがって、原告の上記主張(取消事由2)は理由がない。

4 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、本件決定にこれを取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものであるから、主文のとおり判決する。

分析

1 進歩性の判断について

(1) 事件①の場合

本件発明1と引用発明とを対比すると、本件発明1の孔は幅0.15~1.0mmの長孔であるのに対し、引用発明の孔は直径3.2mmの円形である点で両者は相違しており、当該相違点をどう判断するかが事件①のポイントであると考えられる。そして、当該相違点を含む相違点1について、異議の決定及び判決では以下のように判断している。

異議の決定における判断では、まず「ア」において、引用発明の「開孔9」(「小孔」)が、その大きさについて上限と下限を有することを示し、「イ」において、引用発明も食品を収納する容器であることから、(引用文献1に明記されていなくても)「小孔」とおして、異物が侵入するといった不具合が生じることは当業者にとって自明であることを説示すると共に、引用文献2等を挙げて、孔の大きさを例えば1mm以下の大きさとすると、容器内への異物の侵入が防止できることは、従来周知の事項(周知事項1)であり、そうすると、異物の侵入が防止できるならば、容器には「異物混入防止のための、当該排気長孔群を被覆又は包皮する部材」が不要であることは当業者にとって明らかであるから、当該「部材」を備えないようにすることには、当業者にとって格別の困難性は認められないと説示している。

次に、「ウ」において、引用文献1には、「開孔9」(「小孔」)の形状が「円形」であることが必須である旨の記載や示唆がないことを示すと共に、引用文献3を挙げて、「孔」の形状を、「多角形」、「正方形」、「矩形」とすること(周知事項2)、そしてそのような「孔」をレーザー光線によって形成すること(周知事項3)は、従来周知であることを説示している。さらに、引用文献3及び4を挙げて、蒸気を抜くための「孔」を「群」として配置することは従来周知の事項(周知事項4)であることも説示している。

そして、引用発明における「開孔(9)」の形状や配置の決定は、当業者が適宜行う設計的事項であり、引用発明において、上記相違点1に係る本件発明1の構成を備えたものとすることは、引用発明及び上記周知事項に基づいて当業者が容易になし得たと結論づけている。

一方、判決では、まず、甲1(引用文献1)には、

実施例以上に「小孔」の形状や大きさ、個数、配置等については具体的な記載がないことに加え、甲1には、当業者において、「小孔」の形状や大きさ、個数、配置等を、その「大きさを容器本体の上方開放部面積の0.005～1%」の範囲内として、任意に設定することの示唆があるということができると判示している。つまり、引用発明の技術的意義は、「小孔」の「大きさを容器本体の上方開放部面積の0.005～1%」の範囲内とすることにより、水蒸気により容器内部の圧力が異常に上昇するのを回避すると同時に、発生した蒸気が容器外に揮散して容器内に蒸気が充満した雰囲気を作成できず、食品の加熱に蒸気が十分に作用しないため加熱復元が不均一で不十分となることを防ぐことであり、実施例で挙げられた「小孔」の形状や大きさ、個数、配置等は一例に過ぎず、その具体例に技術的意義はないことを示していると言える。

次に、「一定時間又は一定期間にわたり食品を保存するための容器について、一般に、保存中に虫やその他異物が内部に侵入して食品が汚染されることを防止する必要があることは、当業者はもちろん、一般人にとっても公知の事項であるというべきである」ことから、「引用発明に接した当業者は、当然に異物混入抑制の課題を認識するものというべきである」と判示している。

次に、蒸気を抜くための「孔」を「群」として配置することは、従来周知の事項であること（上記周知事項4）、一定時間にわたり食品を保存するための容器について、孔の大きさを、例えば1mm以下の大きさとすると虫の侵入が防止できることは、従来周知の事項であること（上記周知事項1）、「孔」の形状を「多角形」、「正方形」、「矩形」とすること、特に一片の長さが1 μ ～5cmの矩形とすること（上記周知事項2）や、そのような「孔」をレーザー光線によって形成すること（上記周知事項3）は、従来周知の事項であることを判示しているが、これらは異議の決定での判断における記載事項と同様である。

そして、引用発明において、「小孔」の形状や大きさ、個数、配置等を、その「大きさを容器本体の上方開放部面積の0.005～1%」の範囲内として、任意に設定することができることを前提として、異物混入抑制の課題や上記周知事項を考慮すると、「小孔」を「複数の排気長孔からなる排気長孔群」とするこ

とや、排気長孔を「レーザー光線照射により幅0.15～1.0mm、長さ1～12mmの範囲内で形成」することは、当業者が適宜選択し得る事項であると共に、上記周知事項1を踏まえると、「異物混入防止のための、排気長孔群を被覆又は包皮する部材」が不要であることも当業者にとって明らかであるといえると判示したうえで、引用発明において、相違点1に係る本件発明1の構成を備えたものとするとは、当業者が容易に想到し得た事項であるというべきであると結論づけている。

以上より、事件①において、孔を幅1.0mm以下の長孔にすること、及び、その場合に「異物混入防止のための、排気長孔群を被覆又は包皮する部材」を不要にすることが容易であると判断できるのは、引用文献2を含む周知事項1や周知事項2に因るところが大きいことがわかる。

(2) 事件②、③の場合

まず、異議の決定では、相違点2（前記事件②及び事件③の決定概要の「3.当審の判断」「(2) 本件発明について」「ア」を参照）として一つにまとめられていた相違点を、判決では、「相違点2(a)」～「相違点2(c)」(前記判示事項の「第2 事案の概要」「3 本件決定の理由の要旨」「(2) 本件発明と引用発明との一致点及び相違点」「ウ 相違点2」を参照)の三つに分けて、個別に容易想到性を判断しているが、これは、訴訟段階において原告がそのように分説して取消事由を主張していることに起因するものである。

本件発明と引用発明とを対比すると、本件発明の孔は直径0.15ないし0.59mmであり、孔の個数は8ないし1000個であるのに対し、引用発明の孔は例えば0.5～1mm径前後で適宜な個数である点で両者は相違するものの、どちらも円孔であると共に一部数値範囲が重複していることから、この点は大きな相違ではないといえる。事件②、③の場合、引用発明の「ラベルL」が本件発明の「異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材」に当たるか否かが判断のポイントになると考えられる。そして、当該相違点を含む相違点2について、異議の決定及び判決では以下のように判断している。

異議の決定では、まず、容器内の内容物から発生する水蒸気の量が変われば、適切に水蒸気を逃がすためには、水蒸気を逃がす孔の大きさ（径）と個数も、それに合わせて変えることが必要であることは、

当業者にとって明らかであり、引用発明の小孔の大きさ（径）と個数は、発生する水蒸気の量に応じて適宜設定されるものであるといえると説示している。

そして、引用文献2及び3を挙げて、電子レンジで加熱される容器から発生する水蒸気を逃す孔として小さい孔を多数設けることは周知技術（周知技術1）であり、引用発明の適宜個数の「0.5mm」の小孔を、発生する水蒸気の量に応じて調整し、相違点2に係る本件発明の構成のように、「0.15ないし0.59mm」、「個数は8ないし1000個」、「開口面積の合計は0.25ないし100mm²」の排気孔群とすることは、当業者が容易に想到し得たものであると説示すると共に、食品包装容器に小孔を空ける方法としてレーザー光線照射を用いることは周知技術（周知技術2）であるから、レーザー光線照射孔とすることも適宜なし得たものであると説示している。

さらに、引用発明の食品容器は、ラベルLと凹部の隙間から異物が入り得るから、ラベルLは、異物が小孔から混入することを防止するために設けられた部材には該当しないものと理解でき、また、引用発明のものは、電子レンジ加熱又は加温時に、ラベルLを取り付けたままで調理できるものであるから、引用発明のラベルLが、本件発明の「排気孔群を被覆又は包皮する部材」に該当しないという上記理解と整合することを説示したうえで、相違点2に係る本件発明の構成は、引用発明及び上記周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得たものであると結論づけている。

一方、判決では、まず、相違点2(c)（前記排気細孔の直径は0.15ないし0.59mmであり、前記排気細孔の個数は8ないし1000個であり、かつ前記排気孔群における前記排気細孔の開口面積の合計は0.25ないし100mm²である点）について、容器内の内容物から発生する水蒸気の量が変われば、適切に水蒸気を逃がすために、水蒸気を逃がす孔の大きさ（径）と個数もそれに合わせて変える必要があることは、当業者にとって明らかであり、引用発明に接した当業者にとって、容器内の食品から発生し得る水蒸気の量を勘案し、適切に水蒸気を逃がすために、小孔の直径及び個数並びにこれらから簡単に算出される開口面積合計を定めることは、設計的事項にすぎないから、本件発明の相違点2(c)に係る構成を想到することは、容易になし得たと認めるのが相当であ

ると判示している。また、同時に、排気細孔に関する各値に臨界的意義があるとは認められないことも説示している。

次に、相違点2(a)（異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材を備えない点）について、甲1（引用文献1）の記載によれば、ラベルLは電子レンジ加熱の際にも貼着したままであって、開封等の手間を必要としないし、また、ラベルLと凹部17との隙間の形状及び大きさが、異物混入防止の観点から特定されているわけでもないので、引用発明は、「異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材」を備えておらず、この点において、本件発明と実質的な相違はないと判示している。

以上より、引用発明の「ラベルL」が本件発明の「異物混入防止のための、当該排気孔群を被覆又は包皮する部材」に当たるか否かを含む相違点2の判断については、異議の決定と判決において略同じであることがわかる。

(3) 事件④の場合

事件④は事件①と類似しているが、進歩性の判断において、幅が200 μm以下である孔部を、レーザー加工により形成することが開示された引用文献5を用いている点で事件①の場合と異なる。

事件①の場合と同様に事件④の場合も、本件発明1の孔は幅0.15～1.0mmの長孔であるのに対し、引用発明の孔は直径3.2mmの円形である点で両者は相違しており、当該相違点をどう判断するかがポイントであると考えられる。そして、当該相違点を含む相違点1について、異議の決定においては、引用文献5を用いることの他は事件①の場合と略同様に判断しているが、判決においては以下のように少し異なる判断をしているといえる。

判決では、まず、周知技術について、本件出願の優先日当時、食品用包装容器の技術分野において、食品を収納する容器の蓋部に形成する孔の大きさを1mm以下とすると、容器内への異物（虫や塵埃）の混入を抑制できることは、周知であったことが認められると説示している。

その後、相違点1の容易想到性について、引用文献1には、「小孔」（開孔9）を被覆又は包皮する部材を備えることを示す記載はないから、このような部材を備えていないものと理解できること、及び、引用文献1には、即席食品入り容器の蓋に設ける「小

孔」の形状を特定の形状に限定する記載や示唆はなく、また、「小孔」を形成する具体的な方法についての記載や示唆もないことを述べた上で、引用文献1及び5に接した当業者においては、引用文献1の実施例1記載の即席食品入り容器内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排出するため、蓋に設けられた8個の円形の「小孔」について、その形状を「長孔」とし、これを形成するために、プラスチック構造体に対するレーザー照射による加工方法である、引用文献5に開示された幅が200 μ m以下である貫通孔を形成する加工方法を採用して、開孔面積の合計が約64.24mm²となるように、その「長孔」の幅を200 μ m以下(0.2mm以下)に設定することを試みる動機付けがあるものと認められるから、上記「小孔」を「幅0.15~1.0mm」の数値範囲の「排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部」の構成とすることを容易に想到することができたものと認められると判断している。

以上より、事件④の場合には、孔を幅1.0mm以下の長孔にすることが容易であると判断できるのは、引用文献2等に記載された周知事項のみならず引用文献5の記載事項に因るところが大きいことがわかる。

(4) 進歩性の判断についてのまとめ

上記(1)~(3)のとおり、判決では4件とも概ね異議の決定における当審の判断が支持される形となったが、進歩性の判断については、4件全てに共通して以下のようにまとめられるといえる。

①本件発明の孔に関する数値限定に臨界的意義が認められないことを前提にして、引用発明における開孔や小孔の形状・寸法・個数は、発生する水蒸気の種類に応じて当業者が適宜設定し得る設計的事項であると判断していることがわかる。このように、数値限定発明においても、その数値限定に臨界的意義が認められない場合には、設計的事項であると判断し得るといえる。

②引用発明も、食品を収納する容器であることから、異物混入抑制の課題を有していることを前提として判断していることがわかる。このことは、引用文献に直接的な記載がなくても、技術常識等を踏まえて課題を認定することができる場合があることを示しているといえる。

③周知技術を示す文献を多数挙げることにより、本件発明における各技術が周知であることを示しなが

ら、本件発明が容易想到であると判断していることがわかる。このように、文献を多数挙げて周知技術を明らかにすることは、容易想到であると判断する上で有効であるといえる。

2 手続違背について

各事件の判決における手続違背についての判断は概ね共通しており、まとめると以下のとおりである。“異議の決定において新たに追加された文献は以下のようなものである。

①取消理由通知書で従来周知の事項であることをいうための例として既に挙げられていた引用文献を補足するために追加された文献。

②取消理由通知書に対する意見書における原告の主張を排斥するために追加された文献。

そうすると、異議の決定は、新たに追加した文献に示された技術的事項を、引用発明と組み合わせ、本件発明の構成が容易に得られたとする論理付けに用いてはいないから、それらが挙げられたことをもって手続違背とはいえない。”

以上からわかることは、周知技術を裏付ける文献を加えるために追加する場合や、意見書における原告の主張を排斥するために追加する場合等、新たに引用した文献に記載された事項を容易想到性の論理付けに用いない場合には、異議の決定(審決)において、それまで引用しなかった文献を新たに引用することが許され得るといえることである。

3 その他

本事例では、4件の関連する事件が異なる知財部で審理されたが、特許取消決定取消請求事件において決定取消率が高い状況にあるなか、全ての取消決定が維持された。これは、異議の決定(審決)の起案もさることながら、訴訟段階での準備書面による主張に因るところも大きい。本事例の場合には、準備書面の冒頭で、本件特許の数値限定に臨界的意義がないことを主張すると共に異議の決定の内容を補足説明することで、裁判所の判断をサポートすることができたのではないかと考えられる。

執筆者紹介

青木 良憲(審判部訟務室)

(特に注が無い限り、括弧内は執筆時点での所属を表しています。)